

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日（金）第 502 号の 22



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 規 則

○鹿児島県立短期大学授業料等減免規則の一部を改正する規則（※）（学事法制課取扱い） 1

## 規 則

鹿児島県立短期大学授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第38号

鹿児島県立短期大学授業料等減免規則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学授業料等減免規則（昭和33年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 項 及 び 第 3 項 中 「又 は 3 分 の 1」 を 「， 3 分 の 1 又 は 4 分 の 1」 に 改 め る。

附 則

この規則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。